

街路樹維持管理（周辺自治体との比較）

	長久手市	A市	B市	C市
高木剪定	1回（冬期）	1回（冬期）	1回～2回	1回
低木剪定	2回	1回	1回	2回
施肥	1回	1回（冬期）	—	1回
除草	4回	2回～3回	2回	3～4回
清掃	2回	—	—	3～4回
灌水（水やり）	4回	—	—	—

<長久手市の道路整備の方針>

本市では、「緑あふれる潤いのあるまちづくり」のため、道路に緑を増やし、木陰等で休憩しながら楽しく歩ける環境づくりに取り組むことで、良好な住環境の形成を目指しています。

<高木>



道路構造令により、6～8メートル間隔とするのが一般的とされている（大きい樹冠幅となるときは、10～12メートル）。

<低木>



基準等は特にはないが、景観に配慮し高木の間には植えている。また、道路を横断する人を防ぐという効果もある。